

2017(平成 29)年 5 月 吉日

HLビル内 迷惑行為・迷惑駐車防止

HLビル 出入関係者各位

HLビル管理事務所

平素はHLビル入居テナントのビジネスに多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、HLビル管理にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、過去にHLビル駐車場内に駐車し、HLビル以外の用を済ます、ないしHLビルでの用が済んだのち、近隣の用を済ます等、テナントが業務上の不便をきたし、権利を脅かされる事態があり、その都度当該者ないし当該雇用者に注意喚起してまいりました。

しかし、その状況は改善されていない様です。その理由は注意されても、駅近で利便性の良いHLビル内に駐車する方が、割が良いと思っている為と考えられます。そこで、

2017年5月9日(火) 北沢警察署 03-3324-0110 刑事課

に相談申し上げた結果、同行為をすることは、当該者にとって割が悪いことになる事を理解していただくことが必要であると判断し、

刑法第130条(住居侵入等)

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

を活用することが効果的であるとの結論に至り、遺憾ながらHLビルとして別紙(HLビルにて掲示「ご注意!監視カメラ作動中!」)の通り実施します。

HLビル管理事務所、及びテナント各位におかれましては、この様な事態が起こらない様、関係各社にご理解いただくと同時に、遵守いただくことを切に祈っております。

以上

近隣コインパーキング:★HLビル



徒歩2分:

NPC24H 経堂 P
パークワイド 宮坂 3-2

徒歩4分:

パークジャパン 経堂 1

ご注意！監視カメラ作動中！

1. 当HLビルに用無き方の敷地内への侵入を禁止します。

又、HLビルに用が済んだ方は即刻、退去下さい。

2. 前記1. に反し、侵入した、退去しない、駐車している等の場合、刑法130条（3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する）に基づき110番通報し、当該者を逮捕・処罰して頂きます。

※何らかの理由により、駐車を必要する場合は当該テナントを通し、HLビル管理事務所へご相談ください。

HLビル管理事務所